

第23 火を使用する設備に付属する煙突（条例第17条の2）

第23 火を使用する設備に付属する煙突（条例第17条の2）

本条に規定する「煙突」とは、火気使用設備の燃焼排ガスを屋外に排出するための空筒の装置及び火気使用設備からこれに至るまでの部分をいい、煙突として一体的に規制されるものであり、建築基準法でいう排気筒の区分はなく、すべて煙突として取扱われるが、厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋については、条例第3条の4第1項において規制されている。

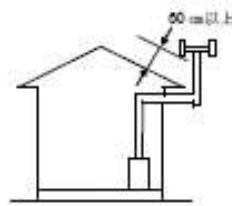
1 用語の定義

建基法上では、煙突は、燃焼器具等に接続して設けられた排気筒のことを示し、室内を経由することなく燃焼器具から直接屋外へ排出できるものをいい、排気筒は、排出された室内の排ガスを室内の空気とともに排出するものをいうが、本条では、排気筒の区分はなく、全て煙突の取り扱いとなるものであること。

2 条例等の運用

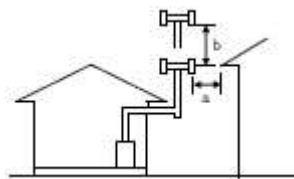
条例によるほか、その取り扱い及び運用については、次によること。

- （1） 第1項第2号に規定する「屋根面から垂直距離」は、第19-1図によること。



第19-1図

- （2） 第1項第3号の規定は、第19-2図によること。



※ a が 1 m 以内のときは、b を 60cm 以上とすること。

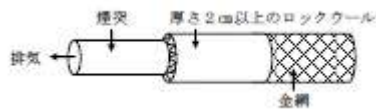
第19-2図

- （3） 煙突と不燃材料以外の材料による仕上げをした建築物等の部分との離隔距離及び断熱施工の例は、第19-1表及び第19-3図によること。

（断熱施工例）

ロックウール保温材JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）

第23 火を使用する設備に付属する煙突（条例第17条の2）



※仕上げ

仕上げロックウール保温材を固定するものとして、金網、番線締め等がある。

第19-3図 隠ぺい部での断熱施工の例（排気温度が260℃以下の場合）

第19-1表

（単位：mm）

排気温度		260℃を超える場合	260℃以下の場合	
		排気筒・排気管	排気筒・排気管	給排気管
空間部	断熱施工なし			
	断熱施工をした場合			
貫通部		・周囲150以上の空間 ・100以上の金属以外の不燃材料のめがね石 ・鉄板製のめがね板 ・鉄板製ガラス等	・周囲排気筒の1/2以上の空間 ・2以上の金属以外の不燃材料で巻いた場合 ・鉄板製のめがね板 ・鉄板製ガラス等	・給排気管 ・給排気管トップ（BF式） ・給排気管トップ（FF式）

第23 火を使用する設備に付属する煙突（条例第17条の2）

隠ぺい空間部			
隠ぺい貫通			

（4） 第2項第3号に規定する煙突の排気吹出し口周囲の離隔距離は、第19-2表及び第19-3図によること。

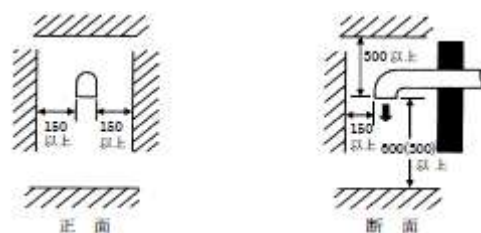
なお、第2項の規定は、第1項第2号又は第3号の規定を適用除外するための緩和規定であり、この緩和規定を適用するための条件として、廃ガス等が火粉を含まず、かつ、廃ガス等の温度が260℃以下であること、換気扇等を有する強制排気型の火を使用する設備であること、排気吹出し口周囲の可燃材料からの離隔距離を制限することの要件があること。

第19-2表 煙突の排気吹出し口周囲の離隔距離（mm以上）

吹出し方向 \ 離隔距離	上方	側方	下方	前方
下向き1方向	300	150	600(300)	150
水平面全周	300	300	150	300
鉛直面全周	600(300)	150	150	150
斜め全周	600(300)	150	150	300
斜め下向き	300	150	300	300
水平1方向	300	150	150	600(300)

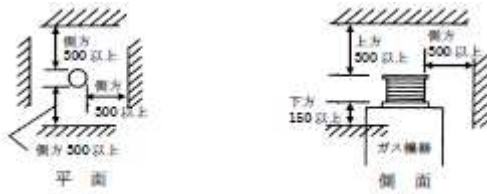
備考 （ ）内は、防熱板及び不燃材料で有効に仕上げをした建築物の部分からの離隔距離を示す。

①下向き1方向吹出し



②水平面全周吹出し

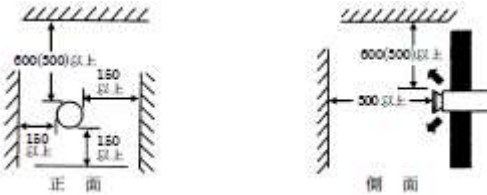
第23 火を使用する設備に付属する煙突（条例第17条の2）



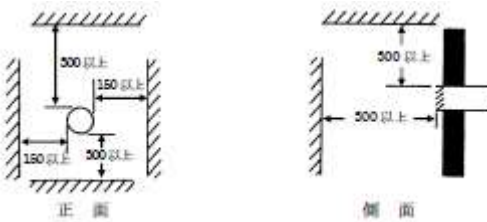
③鉛直面全周吹出し



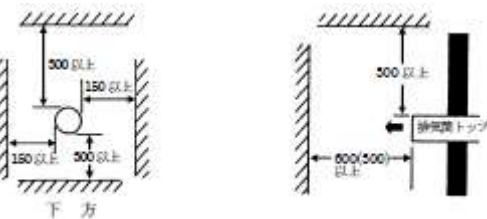
④斜め全周吹出し



⑤斜め下向き吹出し



⑥水平1方向吹出し



備考 ④、⑤のトップのように取付壁面との距離が150 mm未満となっているものは、
公的検査機関による温度上昇試験を行い、その安全性が確認されたものである。